

◇ 大切なお知らせ ◇

このお知らせは、久留米市にお住まいで令和5年4月に小学校、中学校に入学予定のお子さまがいらっしゃる全てのご家庭にお届けしています。

久留米市
教育委員会

令和5年4月にお子さまが小学校・中学校に入学予定の保護者のみなさまへ 就学援助（入学準備金）を3月に支給します

就学援助を受けることができる保護者の方に、新入学学用品費（入学準備金）を3月に支給します。
希望される方は下記の通り申請してください。

■ 就学援助とは

経済的理由によって給食費や学用品費、医療費など、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方を援助する制度です。

■ 新入学学用品費を受け取れる方

次の（１）～（３）の要件にすべてあてはまる方

（１）令和5年1月に久留米市に住んでいる方
（令和5年3月末日までに久留米市外に転出される方は除きます）

（２）お子さまが令和5年4月に国公立の小・中学校に入学予定の方
※ 私立学校・特別支援学校に入学予定の方は除きます

（３）下記①～⑥のいずれかに該当する世帯

- ① 生活保護が停止または廃止になった（令和4年4月1日以降の廃止）
- ② 児童扶養手当を全額受給している
- ③ 世帯全員の国民年金掛金が全額免除されている
- ④ 世帯全員の市民税が非課税である
- ⑤ 特別な事情（保護者の死亡・離別・失業など）により、生活状態が急激に悪化した
- ⑥ ①～⑤には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

※ 上記（１）、（２）の要件を満たさなくなった場合は、返還していただくこととなります。
該当する可能性のある方は、申請を行わないでください。



■ 援助を受けることができる世帯の収入の目安

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
収入の目安（年額）	約289万円	約355万円	約435万円	約466万円	約544万円	約607万円

※ 8人世帯以降、1人増えるごとに約63万円を加算
※ 今回の判定で確認する収入は令和3年中の収入です

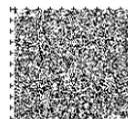
住民票同一世帯全員（単身赴任の方も含む）の収入を合わせた金額で審査します。
ただし、この金額を超えている場合でも、各世帯の状況により援助の対象となる場合があります。
援助の対象となるかは審査によって判定しますので、まずは申請してください。



■ 申請受付期間 令和5年1月4日（水）～令和5年1月31日（火）

平日 8：30～17：15（毎週木曜日は学校保健課のみ19時まで窓口延長）
※ 学校での受付開始は、1月10日（火）からです。

このマークは目の不自由な人などが使う音声コードです。



上記期間中に申請し、認定された方に限り新入学学用品費を3月に支給します。
（1月中に申請しない場合でも、5月までに申請し、認定された方には7月に支給します。）
また、今回、新入学学用品費の申請をして、認定された方は、令和5年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。
なお、今回の申請で、新入学生ではないごきょうだい分の申請も同時にできます。

■ 申請受付場所（どの場所でも申請できます。）

- 教育委員会 学校保健課（市役所本庁舎17階） TEL 0942-30-9273
田主丸事務所（そよ風ホール） TEL 0943-74-4000
北野事務所（北野生涯学習センター） TEL 0942-78-2308
城島事務所（城島総合文化センター） TEL 0942-62-2117
三瀬事務所（三瀬生涯学習センター） TEL 0942-64-3020

※ 久留米市立の小学校・中学校でも申請できます。（学校での受付開始は令和5年1月10日（火）から）
小学校・中学校の両方にお子さまが通学している場合は、どちらか一方の学校で申請してください。
※ 市民センターでは申請できません。

■ 支給金額・時期

- 支給金額： 小学校入学予定のお子さま **40,600** 円
中学校入学予定のお子さま **47,400** 円
支給時期： 令和5年3月20日ごろ

■ 申請に必要なもの

- 申請者(保護者)名義の普通預金通帳

これから下は、該当する方のみお持ちください

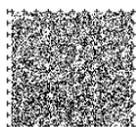
- 同じ世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる場合
 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）
- 世帯全員の国民年金掛金が全額免除されている方
 国民年金免除申請承認通知書・・・20歳以上の世帯全員分
※ 久留米年金事務所（諏訪野町2401, TEL0942-33-6192）が発行したハガキをお持ちください。
- 特別な事情（保護者の死亡・離別・失業など）により、生活状態が急激に悪化した方
 離職票など、現在の状況を証明する書類
- 久留米市に令和4年1月2日以降に転入した方
 所得課税証明書・・・令和4年1月1日にお住まいの市区町村で、16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。

所得課税証明書は次の記載があるものをお持ちください。

- ・ 所得（内訳）
- ・ 所得控除の内訳（社会保険料、扶養の人数・・・16歳未満扶養親族）
- ・ 課税額（市民税、県民税）

必要な書類を忘れると受付ができません。

申請する前に**必ず確認**してね！



就学援助に関するお問い合わせ先

久留米市教育委員会学校保健課（市役所本庁舎17階）

（TEL）0942-30-9273 （FAX）0942-30-9719

（ホームページ）<http://www.city.kurume.fukuoka.jp>